

非常勤職員（期間業務職員）の募集について

北海道管区行政評価局では、国、地方の業務改善の補助及び行政相談業務の補助等を行う非常勤職員（業務改善補助職員）を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職名	業務改善補助職員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方の業務改善の補助に関する事項 ・行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に関する事項 ・行政に関する苦情等の受付・処理の補助に関する事項 ・その他任命権者が指示する事項
募集人員	旭川市1人
応募資格	<p>以下のいずれかの条件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国ないしは地方行政について知識と経験を有し、行政運営の改善に熱意を有していると認められる者 ・民間企業等において苦情の受付・処理の経験を有し、行政運営の改善に熱意を有していると認められる者 <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので、御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	8時30分から17時15分まで（土日休日を除く）（休憩時間：12時00分～13時00分）
勤務地	旭川行政監視行政相談センター（旭川市宮前1条3丁目3番15号旭川合同庁舎西館5階）
雇用期間	令和8年4月1日から9年3月31日まで。 採用後、原則として1月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日（毎月末日締切翌月支払）
賃金	<input type="radio"/> 日給：12,833円 <input type="radio"/> 期末・勤勉手当：有（当方規定による）
通勤手当	有（当方規定による）
退職手当	有（一定条件下で6月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます。）
加入保険等	雇用保険（ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。） 社会保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）が一定条件下で適用されます。また、一定条件下で1年を超えて勤務した場合、社会保険の適用除外となり、国家公務員共済組合制度（長期給付）が適用されます。）
住宅	無・住居手当有（当方規定による）
応募方法	<p>履歴書（写真貼付）に必要事項を記載し、原則電子メールにより下記送付先まで提出してください。 <u>（令和8年2月19日（木）必着）</u></p> <p>メールの場合は、<u>ファイル形式はPDF</u>（<u>ファイルサイズは10MB未満</u>としてください。）、件名を「<u>業務改善補助職員応募</u>」としてください。</p> <p>なお、やむを得ずメールによる提出ができない方は、下記送付先まで郵送してください。その場合は封筒に「<u>業務改善補助職員応募</u>」と朱書きしてください。</p> <p><u>書類選考の上、通過者のみ面接日時等を通知いたします。</u></p> <p><u>令和8年2月3日（火）以降は、応募状況等によって募集を締め切る</u>場合がありますので、送付前に下記連絡先まで連絡をお願いします。</p>
その他	<p>応募の秘密については厳守いたします。<u>応募書類等の返却はせず、責任を持って廃棄</u>いたします。</p> <p>採用者にあっては国家公務員法の適用を受けます。</p> <p>雇用期間後については、勤務成績が一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。</p>

履歴書の送付先

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎7階

北海道管区行政評価局 総務課人事係

メールアドレス (hkd-314★soumu.go.jp)

（メール送付の際は、★を@に置き換えてください）

問合せ先

北海道管区行政評価局 総務課人事係

TEL 011-709-2311（内線3114）